第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収支報告書（平成２９年分）

（平成　　年　　月　　日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☑ を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

	ふりがな	ささがわひろよしこうえんかい
1	政治団体の名称	笹川ひろよし後援会
2	主たる事務所の所在地	群馬県太田市小舞木町２７０－１
3	代表者の氏名	大久保　修一
4	会計責任者の氏名	為谷　美佳

（受付印）

群馬県 30.4.18 選挙管理委員会 収受

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

為谷　美佳

（電話連絡先）

0276-46-7424

（選管使用欄）

番号
3269

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有　☑ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類（選挙区等）　　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　笹川博義

公職の種類（選挙区等）　衆議院議員　（現）・候

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	A=B+C	5,263,573
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B	503,564
（本　年　の　収　入　額）	C	4,760,009
支　出　総　額	D	4,659,665
翌年への繰越額	E=A-D	603,908

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0 人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個　人　か　ら　の　寄　附	40,000	（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	4,000,000	（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,040,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附	0	（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	4,040,000	

政党（支部を含む）及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
研修会費	72,000	平成29年3月27日
この頁の小計	72,000	
合計	72,000	

政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合は（その１０）、１つのパーティーにつき、同一の者が２０万円を超えてパーティー券を購入した場合は（その１１）を作成すること。

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
事務所家賃（12ヶ月分）	648,000	自由民主党群馬県第三選挙区支部　平成29年1月31日
この頁の小計	648,000	1件あたりの金額が１０万円以上の場合は個別に記載し、１０万円未満の場合は一括して合計額を「１件１０万円未満のもの」に記載すること。
１件１０万円未満のもの	9	
合　　計	648,009	

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当するものに○）	1.(個人) 2.法人・その他の団体 3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
坂上幸次	10,000	29 3 28	群馬県太田市金山町13-2	無職	
木村重昭	30,000	29 9 29	群馬県太田市内ヶ島町1599-3	無職	
この頁の小計	40,000				
その他の寄附	0				
合計	40,000				

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分（該当するものに○）	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3.) 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
自由民主党群馬県第三選挙区支部	3,000,000	29	1	24	群馬県太田市小舞木町270-1		笹川博義	
自由民主党群馬県第三選挙区支部	1,000,000	29	11	22	群馬県太田市小舞木町270-1		笹川博義	

この頁の小計	4,000,000
その他の寄附	0
合計	4,000,000

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目		金額	備考 うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）	備考
1 経常経費	(1) 人件費	1,300,000		
	(2) 光熱水費	325,052		
	(3) 備品・消耗品費	310,482		
	(4) 事務所費	2,124,933		
	小計	4,060,467	0	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	501,998		大会費¥353,600 行事費¥138,398 交際費¥10,000
	(2) 選挙関係費	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア～エの計）	97,200	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣伝事業費	97,200		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ その他の事業費	0		
	(4) 調査研究費	0		
	(5) 寄附・交付金	0		
	(6) その他の経費	0		
	小計	599,198	0	
合計		4,659,665	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、（その１６）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。
※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目 (該当するものに○)	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
電気料	12,331	29 1 18	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	10,609	29 2 16	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	13,333	29 2 16	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	13,558	29 3 17	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	14,517	29 4 18	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	15,254	29 5 19	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	14,554	29 6 16	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	15,599	29 7 19	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	15,857	29 8 18	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	17,852	29 9 19	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	19,000	29 10 18	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	16,207	29 11 17	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	
電気料	15,934	29 12 18	東京電力エナジーパートナー㈱	東京都港区海岸1丁目11-1ニューピア竹芝ノースタワー	

この頁の小計	194,605	１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
その他の支出	130,447	←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。
合　計	325,052	

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目（該当するものに○）	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
雑誌購読料	12,000	29 2 23	選択出版㈱	東京都港区西新橋3-3-1西新橋TSﾋﾞﾙ	
文具代	47,500	29 6 20	おかめ堂	群馬県桐生市三吉町2-7-53	
封筒印刷代	105,300	29 11 30	太陽印刷工業㈱	群馬県桐生市三吉町2-7-53	

この頁の小計	164,800
その他の支出	145,682
合　計	310,482

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目（該当するものに○）	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
電話料金	26,072	29 1 4	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
事務所の借用損料	1,296,000	29 1 24	笹川商事㈱	東京都中央区銀座7-9-17	
電話料金	16,639	29 1 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
外階段手摺設置工事	50,760	29 2 24	塚越建設㈱	群馬県太田市寺井町697-11	
電話料金	17,945	29 2 28	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
顧問料	117,348	29 3 23	山貝会計事務所	神奈川県川崎市高津区溝口5-19-1-208	
電話料金	15,730	29 3 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	26,948	29 5 1	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電気工事	11,880	29 5 18	横山電気㈱	群馬県太田市浜町12-6	
郵便料（レタックス代）	21,408	29 5 26	日本郵便㈱太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2	
電話料金	16,234	29 5 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便料（レタックス代）	31,842	29 6 22	日本郵便㈱太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2	
電話料金	19,075	29 6 30	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	15,350	29 7 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
NHK受信料	13,990	29 8 28	日本放送協会前橋放送局	群馬県前橋市元総社町189	
この頁の小計	1,697,221				
その他の支出					
合　計					

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１４）

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別葉とすること。

(2)　経常経費（人件費を除く。）の内訳	項　目（該当するものに○）	(2)光熱水費　(3)備品・消耗品費　(4)事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
電話料金	14,232	29 8 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	15,852	29 10 2	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	19,456	29 10 31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便料（レタックス代）	19,700	29 11 14	日本郵便㈱太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2	
電話料金	27,313	29 11 30	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
事務所火災保険料	20,750	29 12 18	群馬県共済生活協同組合	群馬県高崎市東町172-16	
郵便料（レタックス代）	11,082	29 12 22	日本郵便㈱太田飯田郵便局	群馬県太田市飯田町794-2	

この頁の小計	128,385
その他の支出	299,327
合　計	2,124,933

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）

←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 大会費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
拡大役員会会場費	257,600	29 7 25	ティアラグリーンパレス	群馬県太田市細谷町1	
国政報告会飲料･会場費	96,000	29 8 25	㈱雄飛 雄飛荘ロイアル	群馬県太田市東長岡町1110	

この頁の小計	353,600
その他の支出	0
合計	353,600

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 行事費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会議費（飲食代）	13,338	29 2 9	川富興業㈱	群馬県太田市強戸町178-2	
研修会バス代	103,440	29 4 25	㈱矢島タクシー太田観光サービス	群馬県太田市東本町30-18	

この頁の小計	116,778
その他の支出	21,620
合計	138,398

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （　交際費　）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	10,000
合計	10,000

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当するものに○） (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　(イ)宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 印刷製本費 ）←項目別区分（小分類）を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
後援会入会申込書	97,200	29 1 25	(株)アド・レーベン	群馬県太田市植木野町1024-2	

この頁の小計	97,200
その他の支出	0
合計	97,200

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

（その１８）

２　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	借入残高が100万円を超えるものの借入金
摘　　要	金　　額	年 月 日	備　　考
自由民主党群馬県第三選挙区支部	2,000,000	24 10 22	平成29年12月末日までの合計

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに　☑　を入れること。

- ☑ 1　領収書等の写し
- ☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　３０　年　４　月　13日

政治団体の名称	笹川ひろよし後援会
会計責任者の氏名	為谷　美佳

＊代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名	㊞

＊解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体指定取消届」（資金管理団体のみ）も同時に提出すること。

政治資金監査報告書

平成30年 4 月10日

笹川ひろよし後援会
代表者　大久保　修一　殿

登録政治資金監査人 眞下武久
登録番号　第４１９１号
研修終了年月日　平成24年7月6日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、笹川ひろよし後援会の平成29年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、笹川ひろよし後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収証を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

笹川ひろよし後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、笹川ひろよし後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上